

松江市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年9月4日付け松江市監査委員告示第11号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成21年10月19日

松江市監査委員 小松原 操
 松江市監査委員 児玉 泰州
 松江市監査委員 比良 幸男

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 年々、増大し多様化していく行政事務を効果的かつ効率的に実施していくためには、公用車は欠かせないものになっている。一方で公用車の運用には多額の経費を要している。このため、公用車は必要最小限の台数にとどめ、かつ、最少の運行管理経費で効率的な運用が求められている。公用車の保有の必要性については常に検証が必要であり、そのためには、公用車台帳や運行日誌等を整備し、取得費や維持管理費等必要な情報を適切に収集・管理したうえで、分析する必要がある。また、公用車の更新にあたっては、適切な更新基準を策定され、財政面と安全面さらに環境面を考慮した松江市全体の車両の更新計画を策定し、適正で透明性の高い方法を検討し、実施されたい。</p> <p>(2) 公用車の保有形態については、現在9割以上が購入（寄付、貸与を含む。）となっているが、一部にはリース車が導入されており、民間会社や他の地方公共団体でもリース車の導入事例が増加している。今後の公用車の保有形態については、行財政改革の一環として、ファイナンスリースやメンテナンスリースといった形態の違いによる比較・検討や運転業務を含めたアウトソーシングの可能性をも視野に入れた検討をされたい。</p> <p>(3) 平成18年度に交通事故が急増し、安全運転研修など様々な取組みがなされているが、なかなか減少しない実態がある。交通事故の撲滅には運転者はもとより、同乗者も含めた安全運行への意識によるところが大きいと思われる。事故の事例研究など内容を充実した職員全員対象の交通安全研修の定期的な実施、安全運転管理者や副安全運転管理者による各職場での啓発などにより、全職員の安全運転意識の一層の高揚とコスト意識の醸成に努められたい。</p>	<p>(1) 今後とも台帳や運行日誌等を整備すると共に、取得費や維持管理費等必要な情報を収集・管理したうえで、分析をしていきます。 松江市全体の車両の更新計画につきましては、上記の分析結果等を踏まえ、適正で透明性の高い更新計画を今後策定していきます。</p> <p>(2) 本年度中に公用車のリース化を含めた保有形態の検討を行います。</p> <p>(3) 引き続き、全職員対象とした行政課題研修にて交通安全研修を行います。 また、交通事故を起こした職員と同乗者及び所属長を対象に交通安全講習も引き続き行なっていきます。 今後ともより一層の安全運転意識の高揚とコスト意識の醸成に努めてまいります。</p>